

第5章 景観計画区域内における行為の届出制度

本市の良好な景観を保全し良好な景観の形成を図るため、以下の行為の制限を定めます。規制対象となるのは、景観の保全及び形成に大きな影響を及ぼす可能性のある行為とします。

これらの行為に関しては、景観法及び大分市景観条例に基づく市への届出が必要となり、後述の景観形成基準に適合したものであることが求められます。

また、規制対象以下の規模となる行為についても、周辺の良好な景観の保全及び形成に寄与するように、後述の景観形成基準に見合った行為を行うことが求められます。

1. 届出対象とする行為及びその範囲

① 建築物の建築等

建築物の新築、増築、改築又は移転、外観を変更することとなる修繕、又は模様替え若しくは色彩の変更（以下、「建築行為」という。）

届出対象範囲

- ・市街化区域における建築行為で高さ20m以上、又は延床面積3,000㎡以上
- ・市街化区域以外の区域における建築行為で高さ10m以上、又は延床面積500㎡以上
- ・大分県沿道の景観保全等に関する条例の「沿道環境美化地区」における建築行為で、高さが13m以上又は建築面積500㎡以上

② 工作物の建設等

工作物の建設、築造又は外観を変更することとなる形状若しくは色彩の変更

届出対象範囲

- 塔状工作物（煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの、物見塔、記念塔その他これらに類するもの及び高架水槽その他これに類するもの）
 - ・高さ15m以上
 - ・大分県沿道の景観保全等に関する条例の「沿道環境美化地区」は、高さが13m以上
- 遊戯施設など（コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設）
 - ・高さ10m以上、又は築造面積500㎡以上
- 製造施設・貯蔵施設・処理施設など（アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュャープラントその他これらに類する製造施設、自動車車庫の用途に供する立体的な施設、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵する施設及び汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する処理施設）
 - ・高さ10m以上、又は築造面積500㎡以上

工作物の構造物等に関する届出対象範囲

- 擁壁など
 - ・高さ5m以上
- 橋・トンネル・堤防など
 - ・長さ20m以上又は高さ5m以上
- 風力発電施設
 - ・高さ10m以上
- 太陽光発電施設
 - ・高低差10m以上、又は築造面積500㎡以上

③ 特定照明

夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明

特定照明とは、「夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明」（景観法施行令第4条）であり、より一般的な言葉では建築物・工作物等のライトアップを指します。これらは都市のにぎわいを演出するものもありますが、一方で地域の夜間景観を大きく左右する影響力を持っています。

特に郊外における特定照明行為を想定していますが、本市全域において下記の行為を届出対象範囲とします。

届出対象範囲

- ・届出の対象規模となる建築物及び工作物に対し行われる、特定照明の新設・移設・改設及び色彩等の照明方式の変更

④ 屋外における物品の堆積

屋外における物品とは主に、土石、廃棄物、資材、再生資源やその他の物品を指します。本市全域において、下記に該当するものを届出対象とします。

届出対象範囲

- ・敷地内における堆積規模の合計が500㎡以上、又は堆積の高さ4m以上
- ・大分県沿道の景観保全等に関する条例の「沿道環境美化地区」は、面積規模100㎡以上、又は堆積の高さ2m以上

⑤ 開発行為

主に、郊外地域で行われる大規模な開発行為など、自然景観に与える影響の大きい行為に限って、届出対象とします。

届出対象範囲

- | | |
|---------------|----------|
| ・市街化区域内： | 届出対象としない |
| ・市街化調整区域内： | 1,000㎡以上 |
| ・非線引き都市計画区域内： | 3,000㎡以上 |
| ・都市計画区域外： | 3,000㎡以上 |

⑥ 土石類の採取

土石類の採取については、行為期間中に地肌が露出することとなり、また傾斜地で行われることが多いことから地域の景観に与える影響が特に大きい行為です。

下記に該当するものを届出対象とします。

届出対象範囲

- ・採取面積3,000㎡以上、又は5m以上の法面を生じるもの

⑦ その他の土地の形質の変更

変更後の土地に関しては、地肌が露出することとなり、景観に与える影響の大きい行為です。本市全域において、下記に該当するものを届出対象とします。

届出対象範囲

-
- ・ 変更面積 3,000 m²以上、又は 5m 以上の法面を生じるもの
-

⑧ 木竹の伐採

木竹の伐採の行為後に地肌が露出することになり、景観上に与える影響の大きいものとして「皆伐」による伐採を届出対象とします。

届出対象範囲

-
- ・ 皆伐のみを対象とし、すべての規模の行為を届出対象とする
-

⑨ 街路樹の管理 ※道路管理者による通知

街路樹整備重点道路（大分市街路樹景観整備計画におけるネットワーク路線）の街路樹のせん定、植樹、植替え、撤去を対象とします。

おおいたきれい 100 選より



豊後水道



満開の桜並木



水鏡秋彩

2. 景観形成基準

景観形成基準とは、良好な景観形成を図るための、建築物の建築等の行為などに対する基準です。

景観形成基準は、届出対象行為を行う際、必須事項として守るべき基準（**実施基準/赤**）、必ず検討が必要な基準（**配慮基準/黒**）、配力することが望ましい基準（**努力基準/青**）の3段階に分けて設定します。

また、エリアごとの景観形成基準を定めるとともに、「景観形成の方向性である景観形成方針（再掲）」及び「景観形成基準を適応させる際に特に配慮すべき事項である景観形成方策」を示しています。

（1）工業エリア

景観形成方針及び方策

景観形成方針	臨海工業地帯	・新産業都市の原動力としての重工業建造物群が異彩を放っています。工場等の建築物や煙突等の工作物が、海上及び市街地遠望から見て、海と空に調和し自然環境に溶け込む景観形成を図ります。また、観光等を意識した工場夜景の魅力形成を図ります。
	産業市街地	・工業や業務施設等と住宅が調和し、緑化の推進により、活気と潤いのあるまちなみ景観に取り組みます。
景観形成方策	臨海工業地帯	・工場等の建築物や煙突等の工作物は、海と空に調和した色彩とするように努める ・遠望からでも工場夜景が美しく際立つ照明計画とするように努める
	産業市街地	・大規模な工場等は、周辺への圧迫感を軽減し調和する配置及び形状とするよう努める ・周辺地域の景観向上に資する空地や植栽を創り出すよう努める

建築物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別		景観形成基準の内容	
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する配置及び形状とする。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・まちなみが形成されている地域において行為を行う場合には、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置及び形状とする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・建築物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。 ・建築物の屋根、外壁、その他外部から見える部分については、周囲と調和した色調、デザインに努める。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないこと。 ・植栽に当たっては、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 ・屋外駐車場にあっては、外周部や内部に関し積極的に緑化する。 	
色彩※1	外壁基調色	10R～5Yの色相	明度8以上の場合、彩度4以下 明度4以上8未満の場合、彩度6以下
		その他の色相	明度4以上の場合、彩度2以下（無彩色含む）
	屋根色	10R～5Yの色相	明度7以下、彩度4以下
		その他の色相	明度7以下、彩度2以下（無彩色含む）

【施策編】第5章 景観計画区域内における行為の届出制度

工作物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別		景観形成基準の内容	
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和するよう工作物の配置及び形状に関して工夫を行うこと。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うなどにより、景観に与える威圧感を軽減する。 ・電波塔等を設置する場合には、建築物を利用するなどの工夫することに努める。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避ける。 ・太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように配慮する。 ・工場の煙突等は、海と空等の周辺環境に調和した色彩とするように努める。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないものであると同時に、素材・色彩などに関し工夫を行うこと。 	
色彩 ※1	外観基調色	10R～5Yの色相	明度8以上の場合、彩度4以下 明度4以上8未満の場合、彩度6以下
		その他の色相	明度4以上の場合、彩度2以下（無彩色含む）

その他の行為の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別		景観形成基準の内容	
特定照明		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 	
物品の堆積		<ul style="list-style-type: none"> ・堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。 	
共通事項 開発行為 土石類の採取 その他の土地 の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・行為後及び行為中の土地の地貌^{※2}及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 ・行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 ・生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。 	
開発行為		<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 ・開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。 	
土石類の採取		<ul style="list-style-type: none"> ・採取地が周囲から目立たないように、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 ・採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。 	
その他の土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・変更後及び変更中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 	
木竹の伐採		<ul style="list-style-type: none"> ・その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 ・既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと。 	
街路樹の管理		<ul style="list-style-type: none"> ・「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。 	

※1（色彩の表示は、日本工業規格 Z8721（色の表示方法—三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとする。）
ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

- 1) 他の法令の規定により義務付けられたもの
- 2) 景観地区又は地区計画などによって独自の色彩基準が定められている地区において当該色彩基準に適合した建築物
- 3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 4) 木材、自然石などの自然素材又は無着色の金属板、スレート、ガラスなどの素材
- 5) 1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー
- 6) その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの

※2 地貌（ちぼう）＝地形や地勢

(2) 市街地エリア

景観形成方針及び方策

景観形成方針	中心市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地における商業・業務ビルなどの立地においては、都心にふさわしいまちなみ景観の形成を図ります。
	住宅市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・大分川や大野川などに沿って広がる住宅市街地においては、建築物の形態意匠への配慮及び生け垣による緑化などを行い、背景となる山並みや河川と調和した良好な住宅地のまちなみ形成に取組みます。
	開発住宅市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・台地や丘陵地の住宅団地においては、丘陵地等の緑と調和した良好な住環境を維持・形成します。 ・建築物の建替えが進められている既存の中高層住宅地では、地形を生かしながら眺望の確保を行うとともに緑化による快適で潤いのある住宅地景観の形成を図ります。 ・新たな住宅開発等においては、建築物の形態・意匠、緑化に関する地域のルールづくりを積極的に進め、緑豊かな良好な住宅地景観形成を図ります。
景観形成方策	中心市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・風格ある美しい都市景観の形成を図る ・良好なにぎわいあるまちなみ景観の形成を図る ・緑と潤いのあるまちなみ景観の形成を図る
	住宅市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・背景となる山並み等への眺望を確保する ・周辺のまちなみと調和した建物の配置及び形状とする
	開発住宅市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまちなみと調和した建物の配置及び形状とする ・ゆとりある敷地規模、住宅配置などを維持・形成する ・丘陵地等との緑の調和や住宅団地内の緑化の推進を図る

建築物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別		景観形成基準の内容	
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する配置及び形状とする。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・まちなみが形成されている地域において行為を行う場合には、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置及び形状とする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・建築物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。 ・建築物の屋根、外壁、その他外部から見える部分については、周囲と調和した色調、デザインに努める。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないこと。 ・植栽に当たっては、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 ・屋外駐車場にあつては、外周部や内部に関し積極的に緑化する。 ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上建設設備は、囲いを施す等直接見えない構造とするように努める。 ・敷地の周囲には植栽や生け垣を設置するよう努める。 	
色彩※ ¹	外壁基調色	10R～5Yの色相	明度8以上の場合、彩度3以下 明度8未満の場合、彩度5以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度2以下（無彩色含む）
	屋根色	10R～5Yの色相	明度6以下、彩度4以下
		その他の色相	明度6以下、彩度2以下（無彩色含む）

【施策編】第5章 景観計画区域内における行為の届出制度

工作物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別		景観形成基準の内容	
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和するよう工作物の配置及び形状に関して工夫を行うこと。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うなどにより、景観に与える威圧感を軽減する。 ・電波塔等を設置する場合には、建築物を利用するなどの工夫することに努める。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避ける。 ・太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように配慮する。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないものであると同時に、素材・色彩などに関し工夫を行うこと。 	
色彩※1	外観基調色	10R～5Yの色相	明度8以上の場合、彩度3以下 明度8未満の場合、彩度5以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度2以下（無彩色含む）

その他の行為の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別		景観形成基準の内容	
特定照明		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 	
物品の堆積		<ul style="list-style-type: none"> ・堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。 ・堆積を行う場合、かきや柵を設置し、積み上げ高さを4m以下とするよう努める。 ※ただし、植栽や生け垣により、堆積物を隠した場合を除く。	
共通事項 開発行為 土石類の採取 その他の土地 の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・行為後及び行為中の土地の地貌※2及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 ・行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 ・生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。 	
開発行為		<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 ・開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。 	
土石類の採取		<ul style="list-style-type: none"> ・採取地が周囲から目立たないように、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 ・採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。 	
その他の土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・変更後及び変更中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 	
木竹の伐採		<ul style="list-style-type: none"> ・その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 ・既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと。 	
街路樹の管理		<ul style="list-style-type: none"> ・「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。 	

※1（色彩の表示は、日本工業規格 Z8721（色の表示方法—三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとする。）

ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

- 1) 他の法令の規定により義務付けられたもの
- 2) 景観地区又は地区計画などによって独自の色彩基準が定められている地区において当該色彩基準に適合した建築物
- 3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 4) 木材、自然石などの自然素材又は無着色の金属板、スレート、ガラスなどの素材
- 5) 1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー
- 6) その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの

※2 地貌（ちぼう）＝地形や地勢

(3) 市街地保全エリア

景観形成方針及び方策

景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駄原の緑地など山地・樹林地と一体的な緑の背景軸として緑の連続性の維持・保全を図ります。 ・ 上野丘、亀塚古墳など歴史的・文化的資源と一体となった緑地の保全を図ります。 ・ 緑地や果樹園、田・畑の自然的景観の保全を図るとともに、これらの自然と調和した市街地景観を目指します。
景観形成方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為等を行う場合は、緑の背景軸を構成する丘陵地の緑地等を維持・保全に配慮する。 ・ 自然地形や歴史的・文化的資源等と調和した建物の配置・形状・高さとする。

建築物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容		
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する配置及び形状とする。 ・ 既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・ まちなみが形成されている地域において行為を行う場合には、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置及び形状とする。 ・ 眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・ 建築物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 	
	高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・ 地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。 ・ 建築物の屋根、外壁、その他外部から見える部分については、周囲と調和した色調、デザインに努める。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・ 柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないこと。 ・ 植栽に当たっては、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 ・ 屋外駐車場にあっては、外周部や内部に関し積極的に緑化する。 ・ 高架水槽、クーリングタワー等の屋上建設設備は、囲いを施す等直接見えない構造とするように努める。 ・ 敷地の周囲には植栽や生け垣を設置するよう努める。 	
色彩※1	外壁基調色	10R~5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）
	屋根色	10R~5Yの色相	明度6以下、彩度3以下
		その他の色相	明度6以下、彩度1以下（無彩色含む）

工作物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容		
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の景観と調和するよう工作物の配置及び形状に関して工夫を行うこと。 ・ 既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・ 眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・ 工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うなどにより、景観に与える威圧感を軽減する。 ・ 電波塔等を設置する場合には、建築物を利用するなどの工夫することに努める。 ・ 煙突、送電鉄塔等の工作物は、色彩や形状に配慮し、周囲の自然環境と調和したものとするよう努める。 	
	高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電波塔、記念塔、給水層、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等は15m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・ 地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避ける。 ・ 太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼさないように配慮する。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・ 柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないものであると同時に、素材・色彩などに関し工夫を行うこと。 	
色彩※1	外観基調色	10R~5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）

【施策編】第5章 景観計画区域内における行為の届出制度

その他の行為の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> 地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 建造物を照射する場合は、照射対象を絞り込み、過度な照射や色彩を避け、周辺への漏れ光の防止に努める。
物品の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。 堆積を行う場合、かきや柵を設置し、積み上げ高さを4m以下とするよう努める。 <p>※ただし、植栽や生け垣により、堆積物を隠した場合を除く。</p>
共通事項 開発行為 土石類の採取 その他の土地 の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 行為後及び行為中の土地の地貌*2及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 眺望点からの眺望に配慮したものであること。 稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。 高さが3mを超えるのり面を生ずる切土又は盛土を伴わないよう努める。 <p>※ただし、植栽を行うことにより、変更後の地貌が、形質の変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和する場合にあってはこの限りでない。</p> <p>・周辺の土地の風致と著しく不調和とならないよう、植栽その他必要な措置を行うよう努める。</p>
土石類の採取	<ul style="list-style-type: none"> 採取地が周囲から目立たないように、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。 土石類の採取については、採取の方法が、露天掘りでなく（必要な埋め戻し、若しくは植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。）かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこととなるように努める。
その他の土地 の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 変更後及び変更中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 変更は必要最小限のものとし、自然条件を活かした計画とするとともに既存の地貌及び景観と著しく不調和とならないこととなるように努める。 稜線や行為の結果生じるのり面、頂部などにおいては、既存の地貌・樹木の保全を行うように努める。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 眺望点からの眺望に配慮したものであること。 樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと。
街路樹の管理	<ul style="list-style-type: none"> 「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。

※1（色彩の表示は、日本工業規格 Z8721（色の表示方法—三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとする。）

ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

- 1) 他の法令の規定により義務付けられたもの
- 2) 景観地区又は地区計画などによって独自の色彩基準が定められている地区において当該色彩基準に適合した建築物
- 3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 4) 木材、自然石などの自然素材又は無着色の金属板、スレート、ガラスなどの素材
- 5) 1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー
- 6) その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの

※2地貌（ちぼう）＝地形や地勢

(4) 田園集落エリア

景観形成方針及び方策

景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・大分川、大野川沿いなどに広がる田園と集落による良好な自然的景観の保全を図ります。 ・豊後国分寺跡、戸次本町地区などの歴史的・文化的資源が周辺の良好な田園景観と一体となった景観の保全を図ります。 ・山林の麓などに開けた竹中・吉野などの集落は、周辺の自然と調和した景観の保全を図ります。 ・集落などにおける建築物の建替え、工作物の建設などでは、田園環境と調和した景観形成を図ります。
景観形成方策	<ul style="list-style-type: none"> ・田園景観と調和する建物等の配置、形状、高さ、色彩とする。 ・後背する山並みへの眺望を確保する。 ・開発行為等を行う場合は、田園環境の維持・保全に配慮する。

建築物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容		
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する配置及び形状とする。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・まちなみが形成されている地域において行為を行う場合には、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置及び形状とする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・建築物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 	
	高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> ・20m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。 ・建築物の屋根、外壁、その他外部から見える部分については、周囲と調和した色調、デザインに努める。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないこと。 ・植栽に当たっては、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 ・屋外駐車場にあっては、外周部や内部に関し積極的に緑化する。 ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上建設設備は、囲いを施す等直接見えない構造とするように努める。 ・敷地の周囲には植栽や生け垣を設置するよう努める。 	
色彩※ ₁	外壁基調色	10R~5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）
	屋根色	10R~5Yの色相	明度6以下、彩度3以下
		その他の色相	明度6以下、彩度1以下（無彩色含む）

工作物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容		
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和するよう工作物の配置及び形状に関して工夫を行うこと。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うなどにより、景観に与える威圧感を軽減する。 ・電波塔等を設置する場合には、建築物を利用するなどの工夫することに努める。 ・煙突、送電鉄塔等の工作物は、色彩や形状に配慮し、周囲の自然環境と調和したものとすよう努める。 	
	高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> ・電波塔、記念塔、給水層、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等は20m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避ける。 ・太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼさないように配慮する。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないものであると同時に、素材・色彩などに関し工夫を行うこと。 	
色彩※ ₁	外観基調色	10R~5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）

【施策編】第5章 景観計画区域内における行為の届出制度

その他の行為の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 ・建造物を照射する場合は、照射対象を絞り込み、過度な照射や色彩を避け、周辺への漏れ光の防止に努める。
物品の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。 ・堆積を行う場合、かきや柵を設置し、積み上げ高さを4m以下とするよう努める。 <p>※ただし、植栽や生け垣により、堆積物を隠した場合を除く。</p>
共通事項 開発行為 土石類の採取 その他の土地 の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・行為後及び行為中の土地の地貌*2及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 ・行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 ・生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 ・開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。 ・高さが3mを超えるのり面を生ずる切土又は盛土を伴わないよう努める。 <p>※ただし、植栽を行うことにより、変更後の地貌が、形質の変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和する場合にあってはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の土地の風致と著しく不調和とならないよう、植栽その他必要な措置を行うよう努める。
土石類の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・採取地が周囲から目立たないように、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 ・採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。 ・土石類の採取については、採取の方法が、露天掘りでなく（必要な埋め戻し、若しくは植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。）かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこととなるように努める。
その他の土地 の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・変更後及び変更中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 ・変更は必要最小限のものとし、自然条件を活かした計画とするとともに既存の地貌及び景観と著しく不調和とならないこととなるように努める。 ・稜線や行為の結果生じるのり面、頂部などにおいては、既存の地貌・樹木の保全を行うように努める。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 ・既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・樹木の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと。
街路樹の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。

※1（色彩の表示は、日本工業規格 Z8721（色の表示方法－三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとする。）

ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

- 1) 他の法令の規定により義務付けられたもの
- 2) 景観地区又は地区計画などによって独自の色彩基準が定められている地区において当該色彩基準に適合した建築物
- 3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 4) 木材、自然石などの自然素材又は無着色の金属板、スレート、ガラスなどの素材
- 5) 1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー
- 6) その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの

※2 地貌（ちぼう）＝地形や地勢

(5) 谷戸エリア

景観形成方針及び方策

景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・大野川、七瀬川、河原内川、尾田川、志生木川などの河川周辺や尾根に囲まれた集落などでは、農地、棚田、森林などと一体となった自然的景観の保全を図ります。 ・集落等における建築物の建替え等では、周辺の自然環境と調和した景観形成を図ります。 ・旧豊後街道に位置する今市石畳地区の保全を図り、沿道施設が石畳などの歴史的資源と調和した景観形成を図ります。
景観形成方策	<ul style="list-style-type: none"> ・谷戸景観と調和する建物等の配置、形状、高さ、色彩とする。 ・開発行為等を行う場合は、谷戸の農地、棚田、河川環境の維持・保全に配慮する。 ・今市石畳地区の歴史的なまちなみを保全する。

建築物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容		
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する配置及び形状とする。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・まちなみが形成されている地域において行為を行う場合には、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置及び形状とする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・建築物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 	
	高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> ・20m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。 ・建築物の屋根、外壁、その他外部から見える部分については、周囲と調和した色調、デザインに努める。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないこと。 ・植栽に当たっては、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 ・屋外駐車場にあっては、外周部や内部に関し積極的に緑化する。 ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上建設設備は、囲いを施す等直接見えない構造とするように努める。 ・敷地の周囲には植栽や生け垣を設置するよう努める。 	
色彩※ ₁	外壁基調色	10R~5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）
	屋根色	10R~5Yの色相	明度6以下、彩度3以下
		その他の色相	明度6以下、彩度1以下（無彩色含む）

工作物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容		
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和するよう工作物の配置及び形状に関して工夫を行うこと。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うなどにより、景観に与える威圧感を軽減する。 ・電波塔等を設置する場合には、建築物を利用するなどの工夫することに努める。 ・煙突、送電鉄塔等の工作物は、色彩や形状に配慮し、周囲の自然環境と調和したものとするよう努める。 	
	高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> ・電波塔、記念塔、給水層、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等は20m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避ける。 ・太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように配慮する。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないものであると同時に、素材・色彩などに関し工夫を行うこと。 	
色彩※ ₁	外観基調色	10R~5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）

【施策編】第5章 景観計画区域内における行為の届出制度

その他の行為の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 ・建造物を照射する場合は、照射対象を絞り込み、過度な照射や色彩を避け、周辺への漏れ光の防止に努める。
物品の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。 ・堆積を行う場合、かきや柵を設置し、積み上げ高さを4m以下とするよう努める。 <p>※ただし、植栽や生け垣により、堆積物を隠した場合を除く。</p>
共通事項 開発行為 土石類の採取 その他の土地の 形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・行為後及び行為中の土地の地貌*2及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 ・行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 ・生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 ・開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。 ・高さが3mを超えるのり面を生ずる切土又は盛土を伴わないように努める。 <p>※ただし、植栽を行うことにより、変更後の地貌が、形質の変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和する場合にあってはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の土地の風致と著しく不調和とならないよう、植栽その他必要な措置を行うよう努める。
土石類 の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・採取地が周囲から目立たないように、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 ・採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。 ・土石類の採取については、採取の方法が、露天掘りでなく（必要な埋め戻し、若しくは植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。）かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこととなるように努める。
その他の土地 の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・変更後及び変更中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 ・変更は必要最小限のものとし、自然条件を活かした計画とするとともに既存の地貌及び景観と著しく不調和とならないこととなるように努める。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 ・既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと。
街路樹の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。

※1（色彩の表示は、日本工業規格 Z8721（色の表示方法—三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとする。）

ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

- 1) 他の法令の規定により義務付けられたもの
- 2) 景観地区又は地区計画などによって独自の色彩基準が定められている地区において当該色彩基準に適合した建築物
- 3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 4) 木材、自然石などの自然素材又は無着色の金属板、スレート、ガラスなどの素材
- 5) 1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー
- 6) その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの

※2 地貌（ちぼう）＝地形や地勢

(6) 自然景観保全エリア

景観形成方針及び方策

景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> 高崎山、霊山、九六位山などの緑地の自然景観の保全を図り、田園集落と一体的な景観の保全を図ります。 大南地区や佐賀関地区、野津原地区に広がる山地や丘陵地は、地域の特長を生かした景観の保全と自然と調和した景観形成を図ります。
景観形成方策	<ul style="list-style-type: none"> 自然景観と調和する建物等の配置、形状、高さ、色彩とする。 工作物等の設置に際しては、主要な眺望点からの眺望に配慮した設置とする。 開発行為等を行う場合は、山地や丘陵地等の維持・保全に配慮する。

建築物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容		
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する配置及び形状とする。 既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 まちなみが形成されている地域において行為を行う場合には、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置及び形状とする。 眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 建築物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 	
	高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> 15m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。 建築物の屋根、外壁、その他外部から見える部分については、周囲と調和した色調、デザインに努める。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないこと。 植栽に当たっては、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 屋外駐車場にあっては、外周部や内部に関し積極的に緑化する。 高架水槽、クーリングタワー等の屋上建設設備は、囲いを施す等直接見えない構造とするように努める。 敷地の周囲には植栽や生け垣を設置するよう努める。 	
色彩※1	外壁基調色	10R～5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）
	屋根色	10R～5Yの色相	明度6以下、彩度3以下
		その他の色相	明度6以下、彩度1以下（無彩色含む）

工作物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容		
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の景観と調和するよう工作物の配置及び形状に関して工夫を行うこと。 既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うなどにより、景観に与える威圧感を軽減する。 電波塔等を設置する場合には、建築物を利用するなどの工夫することに努める。 煙突、送電鉄塔等の工作物は、色彩や形状に配慮し、周囲の自然環境と調和したものとするよう努める。 	
	高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> 電波塔、記念塔、給水層、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等は15m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 擁壁の高さは5m以下とするように努める。 ※壁面緑化等、周囲との調和に配慮した処理を行った場合はこの限りでない。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避ける。 太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼさないように配慮する。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないものであると同時に、素材・色彩などに関し工夫を行うこと。 	
色彩※1	外観基調色	10R～5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）

【施策編】第5章 景観計画区域内における行為の届出制度

その他の行為の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 ・建造物を照射する場合は、照射対象を絞り込み、過度な照射や色彩を避け、周辺への漏れ光の防止に努める。
物品の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。 ・堆積を行う場合、かきや柵を設置し、積み上げ高さを4m以下とするよう努める。 <p>※ただし、植栽や生け垣により、堆積物を隠した場合を除く。</p>
共通事項 開発行為 土石類の採取 その他の土地の 形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・行為後及び行為中の土地の地貌*2及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 ・行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 ・生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 ・開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。 ・高さが3mを超えるのり面を生ずる切土又は盛土を伴わないよう努める。 <p>※ただし、植栽を行うことにより、変更後の地貌が、形質の変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和する場合にあってはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の土地の風致と著しく不調和とならないよう、植栽その他必要な措置を行うよう努める。
土石類 の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・採取地が周囲から目立たないよう、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 ・採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。 ・土石類の採取については、採取の方法が、露天掘りでなく（必要な埋め戻し、若しくは植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。）かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこととなるように努める。
その他の土地 の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・変更後及び変更中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 ・変更は必要最小限のものとし、自然条件を活かした計画とするとともに既存の地貌及び景観と著しく不調和とならないこととなるように努める。 ・稜線や行為の結果生じるのり面、頂部などにおいては、既存の地貌・樹木の保全を行うように努める。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 ・既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと。
街路樹の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。

※1（色彩の表示は、日本工業規格 Z8721（色の表示方法—三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとする。）

ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

- 1) 他の法令の規定により義務付けられたもの
- 2) 景観地区又は地区計画などによって独自の色彩基準が定められている地区において当該色彩基準に適合した建築物
- 3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 4) 木材、自然石などの自然素材又は無着色の金属板、スレート、ガラスなどの素材
- 5) 1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー
- 6) その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの

※2地貌（ちぼう）＝地形や地勢

(7) 特別保全エリア

景観形成方針及び方策

景観形成方針	自然地域	<ul style="list-style-type: none"> ・霊山、九六位山周辺は、貴重な自然環境を有する緑地景観として、また、市街地を囲む緑の背景軸として斜面緑地の自然景観を保全します。 ・県民の森等の斜面緑地は、貴重な自然環境を有する景観として、自然景観の保全に取り組めます。 ・樺木山にかけての自然景観の保全を図り、臼杵市との市境に連なる自然緑地の一体的な景観の保全を図ります。
	海岸線地域	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀関、田ノ浦の海岸線は、連続性を持って自然環境の保全をするとともに、沿道から見る景観形成に取り組めます。
景観形成方策	自然地域	<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観と調和する建物等の配置、形状、高さ、色彩とする。 ・工作物等の設置に際しては、主要な眺望点からの眺望に配慮した設置とする。 ・開発行為等を行う場合は、山地や丘陵地等の維持・保全に配慮する。
	海岸線地域	<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観と調和する建物等の配置、形状、高さ、色彩とする。 ・建築物や工作物等は、シークエンス景観の視対象となる海や山への眺望に配慮した設置とする。

建築物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容		
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する配置及び形状とする。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・まちなみが形成されている地域において行為を行う場合には、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置及び形状とする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・建築物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 	
	高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> ・10m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。 ・建築物の屋根、外壁、その他外部から見える部分については、周囲と調和した色調、デザインに努める。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないこと。 ・植栽に当たっては、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 ・屋外駐車場にあつては、外周部や内部に関し積極的に緑化する。 ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上建設設備は、囲いを施す等直接見えない構造とするように努める。 ・敷地の周囲には植栽や生け垣を設置するよう努める。 	
色彩※1	外壁基調色	10R~5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）
	屋根色	10R~5Yの色相	明度6以下、彩度3以下
		その他の色相	明度6以下、彩度1以下（無彩色含む）

工作物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容	
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和するよう工作物の配置及び形状に関して工夫を行うこと。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うなどにより、景観に与える威圧感を軽減する。 ・電波塔等を設置する場合には、建築物を利用するなどの工夫することに努める。 ・煙突・送電鉄塔等の工作物は、色彩や形状に配慮し、周囲の自然環境と調和したものとするよう努める。
	高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> ・電波塔、記念塔、給水層、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等は15m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。 ・擁壁の高さは5m以下とするように努める。 ※壁面緑化等、周囲との調和に配慮した処理を行った場合はこの限りでない。
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避ける。 ・太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように配慮する。
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないものであると同時に、素材・色彩などに関し工夫を行うこと。

【施策編】第5章 景観計画区域内における行為の届出制度

色彩※ ₁	外観 基調色	10R～5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）

その他の行為の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> 地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 建造物を照射する場合は、照射対象を絞り込み、過度な照射や色彩を避け、周辺への漏れ光の防止に努める。
物品の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。 堆積を行う場合、積み上げ高さを4m以下かつ植栽や生け垣により、堆積物が見えないように工夫する。
共通事項 開発行為 土石類の採取 その他の土地 の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 行為後及び行為中の土地の地貌※₂及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 眺望点からの眺望に配慮したものであること。 稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。 高さが3mを超えるのり面を生ずる切土又は盛土を伴わないように努める。 ※ただし、植栽を行うことにより、変更後の地貌が、形質の変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和する場合にあってはこの限りでない。 周辺の土地の風致と著しく不調和とならないよう、植栽その他必要な措置を行うよう努める。
土石類の採取	<ul style="list-style-type: none"> 採取地が周囲から目立たないよう、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。 土石類の採取については、採取の方法が、露天掘りでなく（必要な埋め戻し、若しくは植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。）かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこととなるように努める。
その他の土地 の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 変更後及び変更中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 変更は必要最小限のものとし、自然条件を活かした計画とするとともに既存の地貌及び景観と著しく不調和とならないこととなるように努める。 稜線や行為の結果生じるのり面、頂部などにおいては、既存の地貌・樹木の保全を行うように努める。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 眺望点からの眺望に配慮したものであること。 樹木の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと。
街路樹の管理	<ul style="list-style-type: none"> 「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。

※1（色彩の表示は、日本工業規格 Z8721（色の表示方法－三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとする。）
ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

- 1) 他の法令の規定により義務付けられたもの
- 2) 景観地区又は地区計画などによって独自の色彩基準が定められている地区において当該色彩基準に適合した建築物
- 3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 4) 木材、自然石などの自然素材又は無着色の金属板、スレート、ガラスなどの素材
- 5) 1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー
- 6) その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの

※2 地貌（ちぼう）＝地形や地勢

(8) 沿道景観美化エリア

景観形成方針及び方策

景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・国道10号、442号、197号バイパスなどの主要幹線道路沿道における建築物等のまちなみの調和や沿道からの眺望の確保、沿道の緑化などによる潤いのある街路空間の形成に取り組めます。 ・河川沿い等は、周辺の自然景観と調和した沿道景観の形成を図ります。
景観形成方策	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道景観と調和する建物等の配置、形状、高さ、色彩とする。 ・沿道から山や川への眺望を確保する。 ・沿道景観と不調和な看板等を規制、誘導する。

建築物及び工作物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容
全体	・眺望景観保全のため、沿道からの見通しの確保の工夫を行う。
その他	・道路が通る各エリアの景観形成基準（ 実施基準 、 配慮基準 、 努力基準 ）による。

(参考) 各エリアの景観形成基準

エリア	参照ページ
(1) 工業エリア	45 ページ
(2) 市街地エリア	47 ページ
(3) 市街地保全エリア	49 ページ
(4) 田園集落エリア	51 ページ
(5) 谷戸エリア	53 ページ
(6) 自然景観保全エリア	55 ページ
(7) 特別保全エリア	57 ページ
(9) 自然公園・風致地区等エリア	61 ページ

【施策編】第5章 景観計画区域内における行為の届出制度

その他の行為の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。 ・建造物を照射する場合は、照射対象を絞り込み、過度な照射や色彩を避け、周辺への漏れ光の防止に努める。
物品の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。 ・堆積を行う場合、積み上げ高さを4m以下かつ植栽や生け垣により、堆積物が見えないように工夫する。
共通事項 開発行為 土石類の採取 その他の土地 の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・行為後及び行為中の土地の地貌^{※2}及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 ・行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 ・生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 ・開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。 ・高さが3mを超えるのり面を生ずる切土又は盛土を伴わないように努める。 ※ただし、植栽を行うことにより、変更後の地貌が、形質の変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和する場合にあってはこの限りでない。 ・周辺の土地の風致と著しく不調和とならないよう、植栽その他必要な措置を行うよう努める。
土石類の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・採取地が周囲から目立たないよう、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 ・採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。 ・土石類の採取については、採取の方法が、露天掘りでなく（必要な埋め戻し、若しくは植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。）かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこととなるように努める。
その他の土地 の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・変更後及び変更中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 ・変更は必要最小限のものとし、自然条件を活かした計画とするとともに既存の地貌及び景観と著しく不調和とならないこととなるように努める。 ・稜線や行為の結果生じるのり面、頂部などにおいては、既存の地貌・樹木の保全を行うように努める。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 ・既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・樹木の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと。
街路樹の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。

※1（色彩の表示は、日本工業規格 Z8721（色の表示方法—三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとする。）

ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

- 1) 他の法令の規定により義務付けられたもの
- 2) 景観地区又は地区計画などによって独自の色彩基準が定められている地区において当該色彩基準に適合した建築物
- 3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 4) 木材、自然石などの自然素材又は無着色の金属板、スレート、ガラスなどの素材
- 5) 1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー
- 6) その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの

※2 地貌（ちぼう）＝地形や地勢

【施策編】第5章 景観計画区域内における行為の届出制度

(9) 自然公園・風致地区等エリア

景観形成方針及び方策

景観形成方針	・自然公園及び風致地区エリア内の建築物等の規制に関する条例等を遵守し、緑豊かな環境の保全を図ります。
景観形成方策	・周辺景観と不調和な電波塔など工作物の配置、形状、高さ等を規制・誘導する ・周辺の景観と不調和な看板等を規制・誘導する ・海上工作物等を規制・誘導する

建築物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別		景観形成基準の内容	
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する配置及び形状とする。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・まちなみが形成されている地域において行為を行う場合には、まちなみとの調和及び連続性に配慮した配置及び形状とする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・建築物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感を軽減する。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないこと。 ・植栽に当たっては、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 ・屋外駐車場にあっては、外周部や内部に関し積極的に緑化する。 	
色彩※ ₁	外壁基調色	10R~5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）
	屋根色	10R~5Yの色相	明度6以下、彩度3以下
		その他の色相	明度6以下、彩度1以下（無彩色含む）

工作物の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別		景観形成基準の内容	
形態意匠	配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和するよう工作物の配置及び形状に関して工夫を行うこと。 ・既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。 ・眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。 ・工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うなどにより、景観に与える威圧感を軽減する。 	
	素材意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。 ・地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避ける。 ・太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように配慮する。 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。 ・柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないものであると同時に、素材・色彩などに関し工夫を行うこと。 	
色彩※ ₁	外観基調色	10R~5Yの色相	明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下
		その他の色相	明度に関係なく彩度1以下（無彩色含む）

【施策編】第5章 景観計画区域内における行為の届出制度

その他の行為の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容
特定照明	・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いないこと。
物品の堆積	・堆積を行う場合、道路側から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。
共通事項 開発行為 土石類の採取 その他の土地 の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・行為後及び行為中の土地の地貌^{※2}及び景観が、周囲の景観と不調和でないこと。 ・行為は、必要上最小限のものとし、既存の地貌及び景観と著しく変更されるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地貌・樹木を保全する。 ・生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじむものとする。
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・開発後及び開発中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。 ・開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。
土石類の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・採取地が周囲から目立たないように、採取位置及び方法の工夫や敷地周辺において既存樹木の保全や緑化などの措置を行う。 ・採取後は、既存の植生、又は周囲の植生、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観を復元する。
その他の土地 の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成及び街路計画とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・変更後及び変更中の地貌及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全、又は植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減する。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・その目的に応じ、伐採が必要上最小限のものであること。 ・既存の景観及び地域の景観を極度に損ねるものでないこと。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、一部について保全を行うなど、必要な配慮を行うこと。
街路樹の管理	・「大分市街路樹景観整備計画」に基づき街路樹の管理を行うこと。

※1 (色彩の表示は、日本工業規格 Z8721(色の表示方法—三属性による表示)に規定されたマンセル表色系によるものとする。)ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

- 1) 他の法令の規定により義務付けられたもの
- 2) 景観地区又は地区計画などによって独自の色彩基準が定められている地区において当該色彩基準に適合した建築物
- 3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 4) 木材、自然石などの自然素材又は無着色の金属板、スレート、ガラスなどの素材
- 5) 1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー
- 6) その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの

※2 地貌(ちぼう) = 地形や地勢

(10) 景観地区・地区計画エリア

○景観地区区域（地区計画区域も含む）

- ・大分城址公園周辺地区（市街地エリア）
- ・西大分港周辺地区（市街地エリア）

○景観に関する方針・基準等が定められている地区計画区域

- ・大分駅南地区（市街地エリア）
- ・戸次本町地区（市街地エリア）
- ・パークプレイス大分地区（市街地エリア及び沿道景観美化エリア）
- ・高崎山海岸地区（特別保全エリア）
- ・明野中心部地区（市街地エリア）
- ・岡地区（工業エリア）
- ・大分流通業務地区（工業エリア及び沿道景観美化エリア）
- ・公園通り西一丁目地区（市街地エリア）
- ・カームタウン木ノ上南地区（市街地エリア及び自然景観保全エリア）
- ・末広町一丁目地区（市街地エリア）
- ・東原二丁目地区（市街地エリア）

※上記区域は令和2年6月時点のものであり、都市計画の決定等により増加する場合があります。

景観形成方針及び方策

景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の形態意匠、壁面の位置、高さの最高限度、用途、緑化率等、きめ細かいルールを定め、指定地区ごとの景観特性に応じて良好な景観の保全及び形成を図ります。 ・景観地区、地区計画に定める景観に関する方針に基づき、地区の特性を活かした景観形成を行います。
景観形成方策	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の方針・整備計画等に合致し、地区景観と調和する建物等の配置、形状、高さ、色彩とし、地区のまちなみに配慮する。 ・地区の歴史、土地利用等を考慮した景観形成の推進・維持保全に配慮する。

各行為の景観形成基準 ※実施基準/赤、配慮基準/黒、努力基準/青

種別	景観形成基準の内容
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の方針・整備計画等に基づく建物等の配置、形状、高さ、素材、色彩とする。 ・地区の方針・整備計画等に明確な基準がある場合は、地区の方針・整備計画等に基づく色彩、形状、素材とする。 ・地区の歴史や周辺環境等を踏まえ、地区の景観向上に寄与する配置、素材、外構、緑化等を行う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・景観地区、地区計画に定めのない事項については、景観地区・地区計画エリアを内包する景観エリアの方針・基準等に準じる。

(参考) 各エリアの景観形成基準

エリア	参照ページ
(1) 工業エリア	45 ページ
(2) 市街地エリア	47 ページ
(3) 市街地保全エリア	49 ページ
(4) 田園集落エリア	51 ページ
(5) 谷戸エリア	53 ページ
(6) 自然景観保全エリア	55 ページ
(7) 特別保全エリア	57 ページ
(8) 沿道景観美化エリア	59 ページ
(9) 自然公園・風致地区等エリア	61 ページ

おおいたきれい 100 選より



潤いの大地



日豊線 大野川鉄橋



大分の夜景



煙突のある風景



特急富士と田ノ浦ビーチ、高崎山



休日のウォーターフロント



夕照

3. 届出の手続きの流れ

良好な景観形成を推進・保全するため、届出が必要な行為をしようとする場合は、事前に大分市へ届出が必要です。

届出が受理された日から30日経過した後でなければ、届出行為に着手できません。

また、届出された内容については、届出を行った者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することのないように配慮したうえで、2週間、一般の閲覧に供します。

さらに、届出に係る行為が、景観計画に定めた景観形成基準に適合しないと認められた場合には、設計の変更などを勧告することがあります。建築物、又は工作物については、形態意匠の制限に適合しない場合は、必要な措置を命じることがあります。正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、公表することがあります。

事前協議制度について

良好な景観形成に向け、大分市と事業者等（国・地方公共団体を含む）が、建築物等の具体的な設計段階に入る前に景観計画の趣旨等を共有し、円滑な届出審査を行うため、事前協議制度を導入します。

事業者等は、届出対象となる行為について、具体的な設計を行う際は、建築物、工作物等の形態意匠等に関して、市と協議（事前協議）を行わなければなりません。

事前協議を経た後に届出を提出していただきます。その後届出審査を行い、適合となれば審査適合通知書が大分市から事業者へ発行されます。

届出手続きの流れ

